

令和5年度処遇改善加算等の取得状況について

ユーコネク株式会社

<介護職員処遇改善加算>

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

加算による賃金改善は、介護業務に従事する正職員に対し、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮の上、7月、12月に一時金として支払います。

<介護職員等特定処遇改善加算>

特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。

特定加算による賃金改善は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮し各人ごとに決定し、基本給又は手当として支払います。①経験・技能のある介護職員 月額3,000円～30,000円②他の介護職員 月額1,000円～10,000円 ③その他の職種 月額1,000円～5,000円

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和4年10月の介護報酬改定(臨時改定)より創設された新たな加算です。

ベースアップ加算による賃金改善は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮し各人ごとに決定し、基本給又は手当として支払います。。その額が給付額を下回る場合は、賞与として支払います。

当法人では、下記のような要件を満たし、介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算を取得しています。

対象事業所	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算
ユーフィット太宰府	加算(Ⅰ)	特定加算(Ⅱ)	取得

① キャリアパス要件について<処遇改善加算>

・キャリアパス要件Ⅰ

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

・キャリアパス要件Ⅱ

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。1ヶ月に1回集合研修またはe-ラーニング研修を実施する資。

格取得のための支援として、無資格の介護職員に対し、介護職員初任者研修受講費用を全額補助を行う。

上記のことについて、全ての介護職員に周知している。

・キャリアパス要件Ⅲ

介護職員について、経験に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

上記のことについて、全ての介護職員に周知している。

② 職場環境等要件について

<介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 共通>

◇入職促進に向けた取組み

・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

◇資質の向上

・研修の受講やキャリアパスと連動した人事評価制度

◇両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや非正規職員から正規職員への転換の制度

◇腰痛を含む心身の健康管理

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、リフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

◇生産性向上のための業務改善の取組み

・タブレット端末やインカム等のICT活用による業務効率化

◇やりがい・働きがいの醸成

・ミーティングやカンファレンス、チャットツール導入等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

以上